



## 法定相続情報一覧図の写しの利用促進を求める意見書

平成30年1月12日

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿  
最高裁判所長官 大谷 直人 殿

群馬司法書士会  
会長 西川



群馬司法書士政治連盟  
会長 東



### 1 意見の趣旨

登記官の認証を受けた法定相続情報一覧図の写し（不動産登記規則第247条）を、行政機関及び裁判所に提出する被相続人の相続を証する戸籍（除籍・原戸籍）謄本に代えて使用できるよう、国を挙げて取り組むことを求めます。

### 2 意見の理由

所有者不明土地問題や空き家問題の一因と指摘される相続登記未了問題への対策として、不動産登記規則が改正（平成29年4月17日法務省令第20号）され、平成29年5月29日から全国の登記所において、被相続人の相続を証する被相続人の出生時からの戸籍（除籍・原戸籍）謄本及び各同順位相続人の戸籍謄本（または抄本）等の一式書類（以下「戸籍の束」といいます）に併せてこれら戸籍の束に基づき相続関係を一覧に表した図（法定相続情報一覧図）を相続人が登記所に提出すると、登記官がその一覧図に認証を付した写し（以下「一覧図の写し」といいます）を無料で交付する法定相続情報証明制度が開始されました。

新制度発足に伴い、不動産登記手続、商業・法人登記手続及び供託手続においては、一覧図の写しを相続を証する書面としての使用が可能となっています（不動産登記手続につき不動産登記規則第37条の3、商業・法人登記手続につき平成29年5月18日法務省民商第84号法務省民事局商事課長通知、供託手続につき平成29年5月17日法務省民商第83号法務省民事局商事課長通知）。

また、本制度は、法務省民事局作成のパンフレット「～法定相続情報証明制度について～」にも、「制度のねらい」として「本制度により交付された法定相続情報証明制度一覧図の写しが、相続登記の申請手続をはじめ、被相続人名義の預金の払戻し等、様々な相続手続に利用されることで、相続手続に係る相続人・手続の担当部署双方の負担を軽減」と記載のあるとおり、法務局に止まらず、各種相続手続に利用されることも期待されたところであり、現に、民間の銀行をはじめとする金融機関や証券会社、生命保険会社などで、本制度の利用拡大が図られています。

相続人にとっては、一覧図の写しを提出することで、これまで各手続、提出先ごとに戸籍の東を提出しなければならなかった負担から解放されます。同時に相続に伴う各手続の担当部署にとっても、一覧図の写しにより一目瞭然に法定相続人を確認できるようになり、提出された戸籍の東から相続人が誰であるのかを読み解く負担から解放されるとともに、膨大な量の戸籍の東を保管する負担からも解放されます。このように法定相続情報証明制度は、相続人及び手続担当部署のいずれにとっても、負担の軽減に大きく寄与し、円滑な相続手続の実施にも貢献するものとして、当会としても高く評価するところです。

しかし、このように民間において利用の拡大が図られている一方で、これに対する国の取り組みは、未だ不十分であるといわざるを得ません。法務局を除く行政機関及び裁判所においては、相続開始とともに相続人が何らかの手続を行うに際して、戸籍の東を提出する必要のある手続が少なからずあるにもかかわらず（例えば、税務署への相続税申告、陸運局での名義変更手続、社会保険事務所での諸手続、裁判所への遺産分割調停申立など）、一覧図の写しの取扱いは必ずしも明らかとはなっていません。これら行政機関及び裁判所においても、一覧図の写しの利用が可能となるならば、民間金融機関、証券会社、生命保険会社などにおけると同様に、相続人及び手続担当部署の双方にとって、負担軽減に大きく寄与するものと信じます。

以上により、市民の負担軽減、円滑な相続手続の実施のため、「1 意見の趣旨」記載のとおり、国を挙げて一覧図の写しの利用促進を図られるよう求める次第です。

以上